# 第 18 回 茅ヶ崎海岸グランドプラン推進会議の概要

第 18 凹 矛ケ崎海岸グブントノブン推進会議の概要 		
1	日時	平成18年12月24日(日)10:00~12:00
2	場所	茅ヶ崎市役所分庁舎 D 会議室
3	出席委員	折原代表、山口副代、益永副代、荒井委員、岩本委員、片岡委員、亀山委員、 新谷委員、高橋委員、山本委員
4	傍聴人数	9名
5	市出席者	市企画調整課課長補佐、担当者、コンサルタント
6	議題	<ol> <li>茅ヶ崎海岸グランドプラン (案) について</li> <li>その他</li> </ol>
7	会議の概要	1. 茅ヶ崎海岸グランドプラン(案)について
		(事務局からの報告)
		○構成については前段に中間素案部分(前提条件・課題、理念・将来像等)
		を追加した。
		○また、時間の経過で表現に整合の取れていないものについて文言の修正 を行った。
		○理念・将来像の冒頭に、GP の目指す目標として 20 年後の将来イメージ
		及び段階的な取り組みを追加した。(将来像については、鳥瞰のアング
		ルを変え作成)
		○3章以降は各方針について整理。最初に体系を整理し、その後に各論と
		いう構成にしている。
		○安全安心まちづくりについては、タイトルを「安全安心な空間づくり」
		とした。
		○将来像実現のための方策については、前段に施策事業の体系を網羅し
		た。
		○カタカナ語等については注釈をつける。
		○この他、これまでの議論まとめは報告書として別途作成する。
		○今後のスケジュールは下記のとおり。
		・ 年明け(1月15日) 市長への答申
		・ 庁内部での最終チェック。
		<ul> <li>2月パブコメ (1ヶ月間)</li> <li>2月パブコメ (1ヶ月間)</li> </ul>
		・ 3月にパブコメを踏まえ計画の見直し
		・ 3月に最後の推進会議
		(委員からの意見)
		◆計画書のまとめ方・構成等
		○ 報告書の体裁が、お役所的なまとめ方になっている。(人間が介在した
		形になっていない)
		⇒このプランをあまり加工しないで、行政計画として位置づけられる
		ような形にしたい。
		⇒背景や目的等、今までの計画と比べると斬新と考える。タブーとさ
		れていた、「壊す」「復元」ということに切り込んでいる。推進会議
		の思いが前面に出ていると感じる。
		⇒斬新だからこそ、前文は重要である。前文として、それぞれで意見
		を述べて、原案に盛り込む形とするべきである。
		→事務局あてにご意見をいただきたい。
		○ 全体の構成を再検討すべき。自然環境の部分が最初に来るべきではな

いか。

- ⇒これまでの議論の順番で各方針を並べた。
- ⇒計画書の構成(各方針の順番)を以下のとおりとする。
- 自然環境保全の方針
- ・ 景観の方針
- ・ 安全安心な空間づくり
- ・ 交通ネットワークの方針

## ◆将来イメージについて

- 将来、砂浜はどうなっているのか。イメージ図にあるような状態か。
- 砂浜はそのまま放っておいたら減る。
- こうあったらいいなというものを出すのであれば、はっきりしたもの を出す必要があるのでは。
- 自然科学の裏付け、人文科学の裏付けがなされていない。皆が想像できる範囲のもの。ある程度の曖昧さはやむを得ないのでは。
  - ⇒砂浜の浸食問題については当然、国、県に財源的なものも含めて目 を向けてもらう。市はそれに対してできる範囲で精一杯やる。
  - ⇒重要な問題であることを推進会議から市長へ答申していただく。
- 将来図。C 地区については、国道 134 号と海の家の間に緩衝帯(緑地) があったほうが良いのでは。
  - ⇒海の家を海よりに移動し、国道 134 号の間を緑地として図を修正する。

#### ◆記載内容について

- GP を策定した前提条件を整理する必要がある。
  - ⇒計画書前文(はじめに)や検討の目的の文面については再検討する。
- ゾーニングなど、共通認識になった部分ではないものが記載されている。
  - ⇒新たに付け加えた部分はない。大きく方向性が変わるのは困るが、 修正すべき点があれば推進会議で議論していただきたい。
- 自然植生の部分について内容がおかしい部分、意味の不明な部分が見 受けられる。
  - ⇒既存の資料等に頼った部分がある。表現、内容についておかしい部分については修正する。(削除も含め)
- 自然植生を保全するために海岸を「保全する区域」と「レクリエーション活用区域」に区分することが課題であると記述されている部分が引っかかる。自然植生の苗場の確保が必要。
  - ⇒表現の問題。保全区域といっても人々の立ち入りを制限するものではない。自然植生の苗場等については、来年度の計画の中で検討していく。
  - ⇒レクリエーション活用区域については、海水浴場として活用したい という組合との問題もある。自然に影響を与えない中で活用する。
- 区画道路について。東西の海岸をつなぐ区画道路は廃止したのではないか。
- 歩行者や自転車を優先する道路。記述されているが、優先ということ は車も利用する意味。誤解を招くのでは。
  - ⇒現時点では、区画道路を「歩行者専用道にする」という表現はできない。自然海浜公園内の通路として位置づけ、車の通行を防ぐ。
  - ⇒南北の区画道路は、漁港の駐車場へ連絡する道路として「歩車共存」。 東西区画道路は「歩行者・自転車を優先」。
- 区画道路を産業活動のための道路として位置づける。という表現が引

- っかかる。
- ⇒漁港等の管理。として表現を修正する。
- 漁港の駐車場について。「遊漁船客のため」という表現は納得いかない。 お客のために駐車場を整備するというのは問題がある。
  - ⇒漁業関係者との調整の中で、遊漁を入れざるを得なかった。表現と しては、「漁業関係者等」に修正する。
- 景観形成のコンセプトの表現。動植物がほっとする。という表現はおかしい。動植物を保全・復元し、人々がほっとする・・。という表現はどうか。
  - ⇒ご指摘とおり修正する。
- 関係各課のかかわりが見えない。計画書に明記すべきでは。
  - ⇒第三者的な推進機構ができ、プランの管理を行い、行政に対しても ある程度チェックしていく機能が出来上がったということは、今ま での計画と違って大きな意義がある。推進機構が間に入って、茅ヶ 崎市と連携を取ることで、関係各課に対しても、ものが言えるのか なというのもある。関係各課との連携を取りながら調整を図るかと いう事については検討させていただきたい。
  - ⇒関係各課との調整については重要な問題であるから、推進会議から 市長へ答申していただきたい。
- 主体となる推進母体は NPO 法人と決まっているのか。
  - ⇒事業によっては NPO に馴染まないものも出てくる可能性がある。 発展性を持たせてその時点で考える必要がある。協議会などの任意 団体ではなく、しっかりした組織で進める必要がある。
- 推進体制の中にコンサルタントがあるのはいかがか。法人格を持たせ、 組織に専門家を入れても良いのでは。
  - ⇒将来的なあるべき姿としてはよい。来年度に行う公園計画、景観計画検討等の事業展開を踏まえれば、コンサルタントを入れた方が良いと判断した。19年度当面の体制。
- 推進体制にある推進機構や各部会の人数が少ないのでは。⇒人数については削除する。
- 経緯の説明で海岸法8条の記載が削除されているがその理由は。⇒特にない。細かい事務的なことを記述するのはどうかと思い、削除した。ご要望であれば再度記述する。
- 漁港の駐車場は茅ヶ崎市が作るのか、あるいは漁港組合等か。⇒様々なケースが考えられる。
- その他、修正や意見等については年内にいただきたい。

## <u>3.その他</u>

- 1)A地区事業推進チームとの協議内容
  - 自然海浜公園として開発することについては反対の意向であったが、 公園の性格(通常の公園ではなく、自然の浜に戻す。環境を復元する) を説明することにより、理解を得られた。
    - ⇒公園については、今後一緒に議論していきたい。
  - 漁港の駐車場については 100 台では少ないという意見があった。当初 400 台必要であったという話。
    - ⇒過去の経緯を調べたところ、400 台は魚市場構想があった時点のものであり、魚市場構想がない段階では 160 台のスペース。この 160 台について、交通マネージメントで 100 台くらいにならないか、後日説明する。
  - 未占有地の公共スペース化については、理解を得られた。

- お祭り広場については、それほど必要ないという意見はある。
- 護岸の撤去についてはだめという意見について。なぜか。
  - ⇒過去 5 ヵ年の波高等のデータを基に護岸を設置している。今の段階 での撤去は難しい。
- 砂の問題については単に漁港区域だけの問題ではなく。海岸全体でみて行く必要がある。
- A 地区地権者へ、これまで議論してきたことの情報提供はどうしてい たのか。部外者が勝手にやっているように捉えられていないのか。
  - ⇒A 地区との協議の際には、最新の内容を提示している。また、まちづくり協議会の案内も行っている。詳細な資料については市の HP で提供している。

## 2)茅ヶ崎海岸開発協同組合との協議内容

- たたき台がいつの間にできたのか。事前に話がなかった。という意見。⇒前理事には話をしていた。理事が変わったことで内部の連絡が取れてなかった様子。
- 県有地を借りた駐車場運営の継続については特にこだわっていないが、なんらかの形で事業に係わっていきたいという意向はある。
- GPの方向性に従って海岸全体を見直していきたい旨の話をした。どういう形でやって行くかという事については、年明けから継続的に協議をさせていただくこととした。
- 一方、県の財産管理課とも話をした。県の意向としては、県の土地を GP でどの様に使っていただこうとそれはお任せする。ただ、海岸開発 協同組合との調整は茅ヶ崎市がやっていただきたい。と回答を受けた。
- 海水浴場組合も海岸開発協同組合も海岸については課題を抱えている。今回のGPをきっかけに先行きを考えていきたいということは強く読み取れた。

### 3) C地区地権者の対応について

- 現在、C地区では建物が建っているが、今建てている人は何も知らないで建てているので問題があるのでは。
  - ⇒C地区については、中間素案の説明等、個々に話をした経緯もある。
- C地区については、行政指導が無い中でやっている。何らかのブレー キが必要ではないか。オーソライズに時間が掛かればどんどん家は建 つ。その時になってからでは負荷が大きくなるのでは。
- 不動産業者に対しても、重要事項説明をしなければならない状況を作っておく必要があるのではないか。
  - ⇒ C地区については定期的な会議よりも、状況が変わったときに説明 に行く。必要な際に意見を聞くという方が良いという判断。年明け から地権者や利権を持っている方にアクションをおこす。
  - ⇒ C地区については、地区計画のエリアに含め、景観の規制と同時に 国道 134 号南側の私有地の公有化がGPの方向性。早い段階での直 接交渉はしにくい点をご理解いただきたい。
- 漁業者はゴミと砂との戦い。杭1本で翌日には地形が変わるという自然環境であるということを認識する必要がある。自然をねじ伏せるということをしてはいけない。自然を戻すということは斬新な試みである。そのことを心していかなければならない。

以上